

行動規範違反があった場合の処分及び懲罰に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、一般財団法人全日本野球協会（以下「BFJ」という）に所属する理事、幹事、各委員会に所属する委員（以下「BFJ役員」という）、並びにBFJが指定した日本代表選手、同強化選手（以下「代表選手」という）及びチーム監督、コーチ、マネージャー、トレーナー、審判員等（以下「代表スタッフ」という）の言動・行動等について、「日本代表選手行動規範」等に違反あるいは違反の可能性があった場合、処分・懲罰等を検討する「臨時コンプライアンス委員会」（以下「臨時コンプライアンス委員会」）の設置をする際に適用することを目的とする。

(臨時コンプライアンス委員会)

第2条 BFJコンプライアンス委員会は、BFJ役員、代表選手、代表スタッフについて「全日本野球協会役職員行動規範」あるいは「日本代表選手行動規範」に違反するあるいは違反可能性のある言動・行動等が発覚した場合、直ちに「臨時コンプライアンス委員会」を開催し、当該事案の事実関係を調査する。調査の方法については別途「細則」により規定する。

2 臨時コンプライアンス委員会の日時は、コンプライアンス委員会委員長が決定し、委員全員の出席を原則とする。但し、出席が不可能な委員についての対応（臨時に代替委員を選出する等）は、同委員長が決定する。

3 臨時コンプライアンス委員会は、当該事案の重大性等必要と認める際は、直ちに「審査室」を設置する。審査室は、BFJ会長、同副会長（コンプライアンス担当）、同専務理事、同顧問弁護士、同コンプライアンス委員会委員長の合計5名で構成し、必要に応じて、審査室審査員を追加選任したり、専門家から意見を聴取したりすることが出来る。なお、審査室開催の場合には、別途規定する「審査室の設置・運営に関する規則」に則るものとする。

4 上記第3項に規定の追加選任する審査員や専門家は、臨時コンプライアンス委員会の決議により決する。

5 臨時コンプライアンス委員会は、十分な調査・検討を行った上で、当該案件の処分を決定する。

6 当該調査・検討は非公開とする。

(懲罰について)

第3条 処分による懲罰の種類及び程度は、以下のとおりとする。

(1) BFJ役職員の場合

- ① 口頭での厳重注意
- ② 譴責：始末書を提出させ、将来を戒める。
- ③ B F J 定款に基づく処分(解任を含む)

(2) 代表選手及び代表スタッフの場合

- ① 口頭での厳重注意
- ② 譴責：始末書を提出させ、将来を戒める。
- ③ 日本代表としての資格停止(有期)
- ④ 日本代表としての資格剥奪(無期限)

(記録)

第4条 上記の臨時コンプライアンス委員会における調査・処分の内容について、コンプライアンス委員会は、委員会開催の日時、場所、出席者の氏名、協議の内容等の概要を記載した記録を作成する。

2 上記第1項に関する記録その他の情報は、B F Jにて保管する。

(細則の制定)

第5条 コンプライアンス委員会は、臨時コンプライアンス委員会の手続に関する細則を定めることができる。

(不服申立)

第6条 上記第5条の決定に不服のあるB F J役員本人、代表選手本人(未成年の場合には法定代理人)あるいは代表スタッフ本人は、B F Jが規定する「処分決定に対する不服申立に関する規則」に則り不服申立を行うことができる。

(改 廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の決議による。

付 則

本規則は、2019年4月1日より施行していたものを、2019年10月24日より一部改訂する。

以上